

七尾市国土強靱化地域計画

(令和 7 年度～令和 1 1 年度)

令和 7 年 3 月
石川県七尾市

<目 次>

I	はじめに	1
II	基本的な考え方	1
1	計画の位置づけ	1
2	計画の期間	1
3	基本目標	1
4	事前に備えるべき目標	1
5	基本的な方針	2
6	脆弱性評価	2
7	起きてはならない最悪の事態の設定	3
III	「起きてはならない最悪の事態」ごとの評価、推進方針	5
IV	事前に備えるべき目標ごとの指標	19
V	計画の推進	20

I はじめに

わが国では、東日本大震災等において、未曾有の大災害を経験した。この教訓を踏まえ、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が制定された。

この基本法第 13 条において、「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」とされている。

基本法制定以降も、集中豪雨による河川の氾濫、土砂災害といった甚大な自然災害が多発するとともに、令和 6 年能登半島地震は、本市で震度 6 強を観測し、死者を含む人的被害や市内各地で住宅、道路、電気や水道等のライフラインに甚大な被害を受け未曾有の大災害となった。これまでに建設された公共インフラの老朽化も顕在化してきていることから、基本法に則り、本市の強靱化に関する取り組みの方向性を示す指針として本計画をここに策定するものである。

II 基本的な考え方

基本法第 14 条において、「国土強靱化地域計画は国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。」と規定されており、このことを踏まえ、本計画を策定する。

1 計画の位置づけ

本計画は、基本法第 13 条に基づくものであり、下記の計画期間における本市の強靱化に関する取り組みの方向性を示す指針として位置づけるものである。

2 計画の期間

令和 7 年度～令和 11 年度

3 基本目標

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 本市の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

4 事前に備えるべき目標

- (1) あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- (2) 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- (3) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- (4) 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない
- (5) 大規模自然災害発生後であっても、社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

5 基本的な方針

本計画では、国の「国土強靱化基本計画」や「石川県強靱化計画」との調和を図るため、対象とするリスクを大規模な自然災害とし、以下の基本方針のもと、本計画を策定・推進する。

- (1) 本市の強靱性を損なう原因をあらゆる側面から検討する。
- (2) 市内各地域の強靱化はもとより、地域の特性を踏まえつつ、地域間相互が連携・補完し合いながら、市全体の強靱化を図る。
- (3) 短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的に取り組む。
- (4) ハード・ソフトの組み合わせによる総合的な対策に取り組む。
- (5) 「自助」や、「共助」からなる地域防災力の向上と「公助」の機能強化による取り組みを推進する。
- (6) 平時にも有効活用される対策となるよう工夫する。
- (7) 既存の社会資本を有効活用する等、費用を縮減しつつ効果的・効率的に施策を推進する。
- (8) 地域において、強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境づくりに努めるとともに、強靱化を推進する担い手を確保する。
- (9) 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮して施策を推進する。

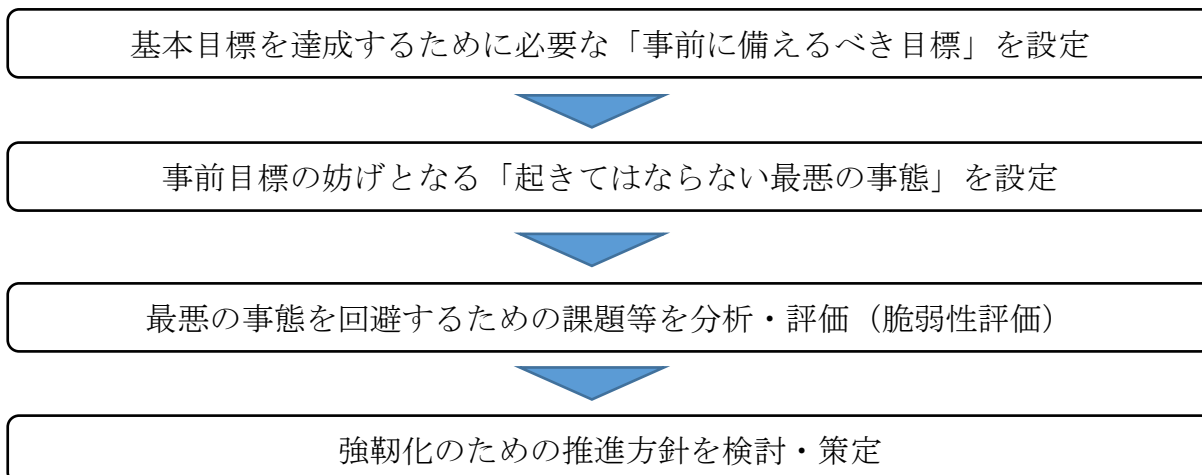
6 脆弱性評価

(1) 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害に対する脆弱性を評価することは、国土強靱化に関する取り組みの方向性を定め、効果的・効率的に推進していく上で必要なプロセスであり、国土強靱化基本計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方針が示されている。

本計画においても、本市の強靱化に必要な事項を明らかにするため、国及び石川県が実施した評価手法等を参考に、脆弱性評価を実施した。

(2) 脆弱性評価の流れ



7 起きてはならない最悪の事態の設定

先に設定した5つの「事前に備えるべき目標」を達成するため、その妨げとなる19の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1－1 大規模地震による建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における大規模火災の発生による死傷者の発生
	1－2 大規模津波等による多数の死傷者の発生
	1－3 突発的または広域的な洪水・高潮に伴う、長期的な市街地等の浸水やため池・防災インフラの損壊・機能不全による死傷者の発生
	1－4 土砂災害による多数の死傷者の発生
	1－5 テレビ・ラジオ放送の中断やインターネット・SNSの障害等により、災害時に活用する情報サービスや通信インフラが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
	1－6 豪雪に伴う被害の拡大
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2－1 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
	2－2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療の麻痺
	2－3 消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足
	2－4 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2－5 大規模な自然災害と感染症との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下
	2－6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3－1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
4 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない	4－1 ライフライン（上下水道、電気、情報通信、燃料等）の長期間にわたる機能停止及び風評被害等による経済活動の停滞

	4－2 農地・森林や生態系の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下
5 大規模自然災害発生後であっても、社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	5－1 基幹インフラの損壊、地域交通ネットワークの分断により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	5－2 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞及び有害物質の大規模拡散・流出により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	5－3 復旧・復興を支える人材等の不足により復旧・復興できなくなる事態
	5－4 自然災害後の地域のより良い復興に向けた地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れる事態

Ⅲ 「起きてはならない最悪の事態」 ごとの評価、推進方針

1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1

大規模地震による建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における大規模火災の発生による死傷者の発生

【脆弱性の評価】

- 住宅及び建築物等の耐震化が必要
- 建築物内の室内安全対策が必要
- ブロック塀の安全対策等、避難路の安全対策が必要
- 救助活動や救援物資輸送等に支障がないような道路整備が必要
- 空き家対策が必要
- 共助に必要な地域の災害対応力の向上が必要
- 消防団や自主防災組織の連携強化を図り地域防災力を向上させることが必要
- 要配慮者への支援体制が必要
- 建物密集地等、消火が困難となる地域の防火体制の整備が必要

【推進方針】

(住宅・建築物等の耐震化の推進)

- 地震発生後の避難の妨げ、地震火災の発生の要因となる住宅や建築物等の倒壊の軽減を目指して、耐震化を推進する。
- 耐震診断・改修費の助成等の制度周知を進め、「七尾市耐震改修促進計画」に基づいた総合的な耐震化事業を推進する。

(建築物内及び避難路の安全対策の推進)

- 金具による家具等の固定や、チェーンやワイヤー等による家具の転倒防止対策の普及・啓発を推進する。
- 地震による建築物の窓ガラス飛散や天井落下、外装タイルの剥離、看板等工作物の破損落下による被害を防止するために、建築物の適正な維持・管理や点検の重要性を継続的に啓発する。
- 危険ブロック塀解体撤去費を助成する制度の周知を進めるとともに、ブロック塀転倒対策等による避難路の安全対策を推進する。

(災害に強い道路の整備)

- 基幹的及び地域的交通ネットワークの機能や陸・海・空の広域交流基盤へのアクセスを確保するため、骨太で多重な緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークを構築する。
- 救命活動や支援物資の輸送等を担う緊急輸送道路等において、橋梁の耐震補強や道路法面の落石対策等、防災・減災対策を推進する。
- 緊急輸送道路や避難に必要な道路について、電柱の倒壊等による交通遮断を防止するため、計画的に無電柱化を推進する。
- 橋梁やトンネル等の道路施設の老朽化対策について、施設ごとの長寿命化計画等に基づき、計画的な点検や補修・更新を行い、施設の適切な維持管理を実施する。
- 国道や主要地方道等の基幹的交通ネットワークの整備を関係行政機関へ働きかける。

(空き家対策の推進)

- 老朽危険空き家等の解体撤去費を助成する制度の周知を進めるとともに、地震による倒壊や火災発生を防止するため、空き家対策を推進する。

(地域の防災力・災害対応力の向上)

- 防災士の育成や自主防災組織の訓練を推進し、地域の災害対応力の向上を図る。
- 要配慮者については、避難行動要支援者名簿の作成や避難訓練の支援等を実施し、避難支援体制を構築する。
- 防火思想の普及、火気器具の取扱い、消火器具の使用方法等について啓発を推進し、地震発生時の出火防止の徹底を図る。
- 災害用ドローン及び先進の防災技術を駆使して、複雑多様化する災害に対応できる防災体制を構築する。
- 消防団員を確保し、災害対応能力の向上と地域への防災指導力を強化する。
- 各消防分団に配備している消防ポンプ車を順次更新することにより、地域防災力の充実強化を図る。

(建物密集地区に対する防火対策の推進)

- 規模に応じて防火措置を施した建築物の建築が義務付けられている準防火地域のほか、建物密集地区の建築物においては、防火性能を高めるよう市民への指導・周知を図る。
- 出火率の低下や初期消火力を強化するため、家庭用防災用品購入費助成事業を活用し、住宅用火災警報器、感震ブレーカー、家具類の転倒防止器具等の防災用品の配備を広く普及啓発し、予防体制の強化を図る。
- 木造住宅密集地域における消火栓使用不能時の対策として、用水等自然水利の活用を図る。

1 - 2

大規模津波等による多数の死傷者の発生

【脆弱性の評価】

- 避難路・避難場所の安全性の確保が必要
- 津波避難場所の確保と避難訓練による実効性向上が必要
- 災害情報の伝達体制の強化が必要
- 海岸保全施設の整備及び老朽化対策が必要

【推進方針】

(津波避難体制の整備)

- 市民に対する避難方法の周知や、避難路・避難場所の安全性の確認等を適切に実施する。
- 津波浸水想定区域では、自主防災組織等による実践的な津波避難訓練を実施する。
- 緊急防災情報告知システム（防災ラジオ）の整備や緊急速報メール等を活用した災害の情報や伝達体制の強化を推進する。

(海岸保全施設の整備)

- 津波等による浸水被害を防止・軽減するため、海岸保全施設の整備を図るとともに、老朽化対策を計画的に推進する。

1 - 3

突発的または広域的な洪水・高潮に伴う、長期的な市街地等の浸水やため池・防災インフラの損壊・機能不全による死傷者の発生

【脆弱性の評価】

- 河川改修や幹線排水路の整備等による浸水対策が必要
- 雨水排水施設の維持管理・更新が必要
- 計画降雨強度を超えるゲリラ豪雨対策が必要
- 農業水利施設の改修や補強が必要
- 新たな開発行為等において適切な雨水調整池または雨水浸透枳等の整備が必要

- 森林や農地の保全による洪水調節機能の維持向上が必要
- 河川堤防や道路等を応急復旧する体制の構築が必要
- 台風や冬季風浪等の異常気象による人家や公共施設等への浸水対策が必要
- 施設の耐震性能の確保や老朽化による性能低下防止が必要
- 想定しうる現象の周知等の災害対応力の強化が必要
- 河川堤防等の損壊防止、減災対策が必要
- 海岸保全施設の耐震対策、長寿命化対策が必要
- 避難者に対する防災情報の的確な伝達が必要
- 要救助者に対する救助体制の構築が必要

【推進方針】

(長期的な浸水被害の解消に向けた対策の推進)

- 都市化の進展による遊水機能の減少や山間部の開発等による河川の負荷増大とこれまでの浸水被害等を踏まえ、各管理者による浸水対策事業や減災対策を推進する。
- 雨水排水施設の定期的な点検を行い、計画的な維持管理及び更新を推進する。
- 農業水利施設について、計画的に改修・補強等を図る。
- 新たな開発行為等に対し、雨水調整池または雨水浸透性柵等の設置を指導し、流出抑制対策を実施する。
- 森林や農地の保全による洪水調節機能の維持向上を図る。
- 河川堤防の復旧や、内水排除等を速やかに実施する体制を構築するため、各施設管理者と連携した計画策定や迅速な資機材の調達を図るとともに、建設業者の調達を含め復旧・復興に向けた体制の構築に取り組む。

(施設の耐震化、性能保全)

- 海岸保全区域背後の人家や公共施設等を台風や冬季風浪等の異常気象から守るため、沖合施設等の整備を推進する。
- 海岸保全施設の耐震化による機能強化を図るとともに、長寿命化計画を策定し、計画的に点検や補修・更新を行い、適切な維持管理を行う。
- 被災した場合に集落への影響が大きい農業用施設を中心に、定期点検や耐震調査の結果に基づき、計画的な改修・補強・耐震化を図る。
- 地域生産組合等管理者に適切な日常点検や管理を促し、整備支援を行う。
- 河川、砂防及び治水関連施設等の適正管理や耐震化等を県に積極的に働きかける。
- 河川、砂防施設の適正管理により、損壊を未然に防止するとともに減災を図る。

(防災情報の的確な伝達)

- 緊急防災情報告知システムや緊急速報メール（エリアメール）等を用いて、住民が避難を判断するための気象情報や防災情報を的確に伝達する。
- 洪水ハザードマップの活用により危険性や早期避難の重要性に関する啓発を継続する。

(災害対応力の強化)

- ハザードマップを有効活用し、周知を図る。

(各種機関との連携強化)

- 浸水区域における要救助者を迅速に救助するため、消防機関や自衛隊、警察と連携した救助体制の構築を推進する。

1－4

土砂災害による多数の死傷者の発生

【脆弱性の評価】

- 土砂災害等の発生による孤立集落の発生を未然に防止するための対策が必要
- 市民に対し迅速で適切な災害情報の伝達が必要
- 中山間地域をはじめとした集落の孤立を防止し、日常機能の低下を極力避けるための対策が必要

【推進方針】

(土砂災害への対応の強化)

- 砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等による整備を推進し、災害の未然防止を図る。
- がけ崩れのおそれがある箇所の「急傾斜地崩壊危険区域」への指定等、土砂災害を起こすおそれのある箇所の指定に向けた取り組みを推進する。
- 急傾斜関連施設等の老朽化対策を推進する。
- ハザードマップにより危険性や早期避難の重要性に関する啓発を継続するとともに、土砂災害警戒情報の緊急速報メール等により迅速でわかりやすい情報を提供する。
- 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成や避難訓練の実施について指導を強化し、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

1－5

テレビ・ラジオ放送の中断やインターネット・SNSの障害等により、災害時に活用する情報サービスや通信インフラが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

【脆弱性の評価】

- 住民等への情報伝達体制の強化が必要
- 市民の防災意識を向上させる取り組みが必要
- 防災教育や防災活動の推進が必要

【推進方針】

(住民等への情報伝達体制の強化)

- 緊急防災情報告知システムをはじめ、テレビやラジオ、インターネット、Jアラート、Lアラート等、ICTを活用した情報伝達手段の整備を図る。
- 避難指示等の防災情報を確実に伝達するために、登録制メール（インフォメール）や緊急速報メール、SNS等を利用した情報伝達手段の多様化を図るとともに、通信設備の充実強化を図る。

(防災意識の向上及び防災活動の推進)

- 防災研修等による防災知識の向上や防災資機材の助成等により、自主防災組織の活動を促進する。
- 防災士をはじめとする地域の防災リーダー育成や自主防災組織等の避難訓練等により、避難意識の向上を推進する。
- 実践的な避難訓練等を通して、自らが命を守る行動がとれるように防災教育を推進するとともに、身近な安全対策（耐震化、家具固定等）を発信する等、地域防災力の向上を推進する。

【脆弱性の評価】

- 道路管理者間（国・県・市・近隣市町）の相互応援と除雪体制の強化が必要
- 地域づくり協議会や町内会をはじめとする市民の協力体制が必要
- 孤立が予想される地域の連絡体制の強化が必要

【推進方針】

（除雪体制の強化）

- 降雪状況に応じて、積雪観測地点での降雪量及び現地パトロール調査結果に基づき出動時期を適切に判断し、10cm以上（重点路線は5cm以上）の降雪により出動する。
- 局地的な大雪にも対応できる除雪体制を構築する。
- 幹線市道（バス路線、緊急避難道路等）については、最優先の除雪を行うとともに、道路管理者間の相互応援等、除雪体制の強化によるライフラインの確保を図る。
- 住宅密集地や人家連たん部の狭隘な道路においては、降雪状況に応じて排雪を実施する。
- 住民（地域づくり協議会や町内会等）の協力により、市での除雪が困難な生活道路や歩道等の除雪を推進し、通学路や公共施設等への円滑な通行を確保する。
- 幹線市道における急勾配、急カーブ、橋梁、日陰区間等については、スリップ事故等の防止のため凍結防止剤の散布に努める。
- 消融雪装置施設の適切な維持管理を行う。
- 市及び地域が保有する除雪機械や民間借上機械、リース機械を活用し、迅速な除雪を実施する。

（孤立集落への迅速な対応の実施）

- 孤立集落の被災状況が確認された際に、迅速な救助や救援が行えるよう関係機関と事前に調整を図る。

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1

多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

【脆弱性の評価】

- 自主防災組織体制の充実が必要
- 地域で活躍する防災士の育成が必要
- 地域の消防団員の確保が必要
- 地域の防災資機材の充実が必要
- 緊急輸送道路の迂回路確保、地域間の連携、避難行動を支援する道路（既存道路を含む）の整備が必要

【推進方針】

（地域の防災力、災害の備えの充実）

- 防災士の育成に取り組み、自主防災組織体制の充実に努める。
- 自ら避難することが困難で支援が必要な方については、避難行動要支援者名簿の作成や地域での自主的な避難訓練の支援を通じて、地域で助け合う体制を整える。
- 災害対応能力の向上と地域への防災指導力を強化に向け、消防団員を確保する。
- 消防分団に配備する消防ポンプ車を計画的に更新する。
- 「七尾市防災資機材等購入費助成」を活用し、地域の実情にあわせた防災資機材の充実を図る。

（緊急輸送道路の整備）

- 幹線道路以外の橋梁の耐震化や狭隘道路及び生活道路の整備を推進し、緊急時の交通ネットワークを確保する。

2-2

医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療の麻痺

【脆弱性の評価】

- 災害時の医療体制や搬送体制の整備が必要
- 医療施設の耐震化が必要
- 災害拠点病院としての機能の維持向上が必要
- 医療機関間での連携や医療物資搬送等に支障がないような道路整備が必要
- 災害時に医療機関や高齢者施設等で必要な電気や水等ライフラインの確保が必要

【推進方針】

（医療機能等の整備）

- 災害時にDMATや医薬品等のニーズ把握、支援要請等を的確に行うため、関係機関と連携した情報伝達訓練や災害医療訓練を実施し、災害時医療体制や搬送体制の整備を推進する。
- 医療施設の耐震化や事業継続計画（BCP）の策定、災害時医療活動資機材の整備等、医療活動に必要な対策を促進する。
- 災害拠点病院である公立能登総合病院について、防災訓練、広域搬送訓練や集団救急訓練等を通じて機能の維持向上や、災害対応力を高めるためDMATや災害支援ナースの育成に努める。また、災害時には他の医療機関に対する広域医療搬送、支援物資の提供、必要に応じて医療スタッフの派遣等を行い、被災地域全体の医療体制を支援する。

(災害に強い道路の整備)

- 基幹的及び地域的交通ネットワークの機能や陸・海・空の広域交流基盤へのアクセスを確保するため、骨太で多重な緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークを構築する。
- 救命活動や支援物資の輸送等を担う緊急輸送道路等において、橋梁の耐震補強や道路法面の落石対策等、防災・減災対策を推進する。
- 緊急輸送道路や避難に必要な道路について、電柱の倒壊等による交通遮断を防止するため、計画的に無電柱化を推進する。
- 橋梁やトンネル等の道路施設の老朽化対策について、施設ごとの長寿命化計画等に基づき、計画的な点検や補修・更新を行い、施設の適切な維持管理を実施する。
- 国道や主要地方道等の基幹的交通ネットワークの整備を関係行政機関へ働きかける。

(災害時での医療機関等における電気や水等のライフラインの確保)

- 国・県との連絡を密にし、給水車で水の確保や非常用発電等の燃料確保を図る。
- 要配慮者である高齢者が利用する高齢者施設等が災害時においてもサービスを提供できるよう非常用自家発電や上水の断水時にも機能する給水設備の整備の推進する。

2-3

消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足

【脆弱性の評価】

- 消防等の機関が機能を維持するための対策が必要
- 消防等の機関における情報収集及び伝達機能の強化が必要
- 消防水利の整備が必要
- 警察や自衛隊との連携強化が必要
- 消防広域応援体制の強化や受援体制の整備が必要
- 消防団や自主防災組織の連携強化が必要
- 救助活動に支障がないような道路整備が必要

【推進方針】

(救助・救急活動を担う機関の機能強化)

- 通信基盤や指令システムの高度化、情報通信手段の多様化等により、消防や救急活動における情報の伝達収集機能を強化する。
- 地震により消火栓が使用できないことを想定し、耐震性防火水槽を効果的に配置する。
- 被害想定に応じて必要な装備・資機材を整備し、救助・救急機関の災害対応力の強化を推進する。

(救助・救急活動の効率的な展開)

- 災害対策本部・消防・警察・自衛隊等の救助・救出活動機関の連携を強化し、要救助者や資機材の情報共有を図るとともに、各関係機関との連携訓練によりその実効性を高める。
- 大規模災害時の消防広域応援体制について、他府県緊急消防援助隊と連携する中部ブロック合同訓練に出場し、災害救助技術の向上及び消防広域応援体制の強化を図る。
- 災害発生時に対策本部や救助・救急機関の機能を維持するために、通信手段・非常用電源の確保や水・食料・燃料の備蓄等、必要な対策を講じる。
- 消防団の定数確保や車両・資機材の充実等により消防団の活動能力向上を図るとともに自主防災組織と連携した防災訓練等の取り組みを推進する。
- 防火思想の普及、火気器具の取扱い、消火器具の使用方法等について、啓発し、地震発生時の出火防止の徹底を推進する。
- 消防団員を確保し、災害対応能力の向上と地域への防災指導力を強化する。

(災害に強い道路の整備)

- 基幹的及び地域的交通ネットワークの機能や陸・海・空の広域交流基盤へのアクセスを確保するため、骨太で多重な緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークを構築する。
- 救命活動や支援物資の輸送等を担う緊急輸送道路等において、橋梁の耐震補強や道路法面の落石対策等、防災・減災対策を推進する。
- 緊急輸送道路や避難に必要な道路について、電柱の倒壊等による交通遮断を防止するため、計画的に無電柱化を推進する。
- 橋梁やトンネル等の道路施設の老朽化対策について、施設ごとの長寿命化計画等に基づき、計画的な点検や補修・更新を行い、施設の適切な維持管理を実施する。
- 国道や主要地方道等の基幹的交通ネットワークの整備を関係行政機関へ働きかける。

2-4

被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【脆弱性の評価】

- 大規模な災害を想定した備蓄品の推進が必要
- 民間企業、防災関係機関が備えた機能、能力を活かした災害応援協定の推進が必要
- 上水道施設の耐震化や応急給水体制の整備が必要
- 救援物資輸送等に支障がないような道路整備が必要
- 湾港・漁港施設の強化及び老朽化対策が必要

【推進方針】

(地域防災力、災害の備えの充実)

- 大規模災害に備えて、食料等の備蓄品の充実を図るとともに、家庭や民間事業所での備蓄を啓発する。
- 大規模災害を見据えた避難所の開設に備えて、外部団体との災害応援協定が発災時に機能するよう連携を確認する。

(給水対策の強化)

- 各種資機材の整備等による応急給水体制の整備や広域的な応援体制の構築化を図る。

(災害に強い道路の整備)

- 基幹的及び地域的交通ネットワークの機能や陸・海・空の広域交流基盤へのアクセスを確保するため、骨太で多重な緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークを構築する。
- 救命活動や支援物資の輸送等を担う緊急輸送道路等において、橋梁の耐震補強や道路法面の落石対策等、防災・減災対策を推進する。
- 緊急輸送道路や避難に必要な道路について、電柱の倒壊等による交通遮断を防止するため、計画的に無電柱化を推進する。
- 橋梁やトンネル等の道路施設の老朽化対策について、施設ごとの長寿命化計画等に基づき、計画的な点検や補修・更新を行い、施設の適切な維持管理を実施する。
- 国道や主要地方道等の基幹的交通ネットワークの整備を関係行政機関へ働きかける。

(湾港施設の機能強化・維持管理)

- 食料等緊急物資の輸送機能の確保や安定供給を行うため、地震や津波等に対する施設の機能強化を図るとともに、長寿命化計画に基づく、計画的な点検や補修・更新への取り組みを推進する。

2-5

大規模な自然災害と感染症との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下

【脆弱性の評価】

- 災害用トイレの備蓄が必要
- 避難所における感染症等の対策が必要

【推進方針】

(災害用トイレの備蓄を推進)

- 携帯トイレの備蓄を進める。
- 公共施設の建設時におけるマンホールトイレの設置を検討する。
- 災害応援協定における災害トイレの備蓄情報を把握する。
- 道路の不通や渋滞により収集効率が低下することから、許可業者に協力を依頼し、糞尿車を最大限に調達する。

(避難所での感染症対策)

- 手指消毒剤等衛生用品の備蓄の充実を図るとともに、平時からの感染症予防対策（手洗い、うがい等）の啓発を推進する。

2-6

劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

【脆弱性の評価】

- 迅速な避難所の開設や運営体制の構築が必要
- 避難所における災害用備蓄品や防災資機材の充実強化が必要
- 避難生活の長期化に向けた支援体制が必要
- 被災者の早期の生活再建を支援する体制の構築が必要

【推進方針】

(迅速な避難所の開設及び運営)

- 市職員と施設管理者は、自主防災組織との協力体制を構築する。
- 避難所運営マニュアルの周知・理解を図り、避難者による自主運営が出来る体制を整える。
- 空調設備の設置、トイレの洋式化、ダンボール間仕切りの配備、断水・停電時に使用できる防災資機材等の整備、避難所施設の機能向上を図る。

(長期の避難所生活に対する支援体制の整備)

- 関係機関との連携により、福祉サービスや保健・医療サービスの提供、災害情報、安否確認等の支援、専門職によるメンタルケア等といった避難者の支援体制を整備する。
- 応援職員の派遣等にかかる自治体間の協力体制を構築する。
- 被災者の生活再建に向けた早期のり災証明の発行、ライフラインの復旧、仮設住宅の供給等の支援体制を整備する。

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1

行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

【脆弱性の評価】

- 業務継続計画に基づく行政機関の機能保持が必要
- 庁舎の耐震化や室内安全対策等、防災機能の強化が必要
- 業務継続に必要な通信機能、電源、燃料等の整備が必要
- 情報を共有するためのシステム環境や通信設備の充実が必要
- 広域応援協定の締結や受援計画の整備等、支援受入れに向けた体制づくりが必要

【推進方針】

(行政機関の機能保持)

- 「七尾市業務継続計画」に基づき、災害時の優先業務を適切かつ迅速に実施することにより、業務継続体制を強化する。
- 庁舎やその他の公共施設に室内等の安全対策や各種データの喪失対策を推進する。
- 業務継続に必要な通信機能、電源、燃料等に必要な整備等を推進する。
- 有線通信の途絶に備え、防災行政無線（衛星系）や衛星携帯電話の整備等により、通信手段の多重化を図る。

(支援人員の受入れ体制の構築)

- 行政人員の絶対的不足に備え、受援体制を整備するとともに、令和6年能登半島地震で支援を受けた自治体等のリストを整備し、支援人員の受入れ体制を構築する。
- 応急活動の長期化による職員の身体的、精神的な疲労に対する機能的なケア体制を構築するとともに、休憩スペースの確保等休養しやすい職場環境を整える。

4 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない

4-1

ライフライン（上下水道、電気、情報通信、燃料等）の長期間にわたる機能停止及び風評被害等による経済活動の停滞

【脆弱性の評価】

- 燃料供給業者との連携強化が必要
- 水道施設の耐震化や応急体制の整備が必要
- 下水道施設の耐震化が必要
- 下水道施設の維持管理・更新が必要

【推進方針】

（各種事業者との連携強化）

- 災害時の電力や情報通信の不通を迅速に回復するため、電力や情報通信業者との情報共有体制について連携強化を図るとともに、臨時の携帯電話基地局や特設公衆電話等の活用による情報伝達体制の強化を図る。
- 災害時に燃料不足に陥り、応急対策の遅れ等が生じることを防ぐため、民間事業者等との石油等の燃料を確保するための協定等が、災害時において確実に機能するよう、平時から連絡体制を強化する。

（水道施設等の耐震化等の推進）

- 水道施設における基幹施設の耐震化や管路の老朽化対策、幹線道路のネットワーク化等の推進により、安定した給水を図る。
- 石川県水道用水供給事業の送水管の耐震化事業に伴い、七尾市管理区域である能登島大橋付近から須曽浄水場にある県水受水供給点までの耐震化を図る。

（下水道施設等の耐震化及び更新の促進）

- ストックマネジメント計画等に基づき、計画的な維持管理、耐震化及び更新を促進する。

4-2

農地・森林や生態系の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

【脆弱性の評価】

- 生産組合等の地域コミュニティによる農地・農業水利施設等の適正な管理が必要
- 手入れ不足林の解消が必要
- 新たな農林業の担い手確保・育成が必要
- 鳥獣被害を防止する担い手の育成が必要

【推進方針】

（農地・農業水利施設等の保全管理の推進）

- 多面的機能支払い、中山間地域等直接支払に取り組む集落の増加を図る。

（手入れ不足林の解消）

- 適時適切な伐採、造林、保育等の施業の実施のため、森林環境譲与税を活用した手入れ不足人工林の整備を推進する。

（農林業の担い手確保）

- 農林業の新規従事者や農業参入企業、林業経営体等の意欲ある多様な担い手の確保・育成を計り、持続可能な農林業への取り組みを行う。

(鳥獣被害防止対策を図る地域リーダー育成の推進)

- 鳥獣被害発生要因の把握と改善を図るための集落点検を主導できる地域リーダーの育成を行う。

5 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

5-1

基幹インフラの損壊、地域交通ネットワークが分断により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【脆弱性の評価】

- 緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築が必要
- 緊急輸送道路等の防災・減災対策が必要
- 無電柱化の推進が必要
- 橋梁等道路施設の老朽化対策が必要
- 港湾施設の強化及び老朽化対策が必要

【推進方針】

(災害に強い道路の整備)

- 基幹的及び地域的交通ネットワークの機能や陸・海・空の広域交流基盤へのアクセスを確保するため、骨太で多重な緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークを構築する。
- 救命活動や支援物資の輸送等を担う緊急輸送道路等において、橋梁の耐震補強や道路法面の落石対策等、防災・減災対策を推進する。
- 緊急輸送道路や避難に必要な道路について、電柱の倒壊等による交通遮断を防止するため、計画的に無電柱化を推進する。
- 橋梁やトンネル等の道路施設の老朽化対策について、施設ごとの長寿命化計画等に基づき、計画的な点検や補修・更新を行い、施設の適切な維持管理を実施する。
- 国道や主要地方道等の基幹的交通ネットワークの整備を関係行政機関へ働きかける。
- 建設業協会や建設コンサルタント協会等との協定に基づく災害対応を事前に打合せるとともに、必要に応じて協定を見直す等、さらなる連携強化に努める。

(港湾施設の機能強化・維持管理)

- 物流拠点としての機能を確保するため、地震や津波等に対する施設の機能強化を図るとともに、長寿命化計画に基づく、計画的な点検や補修・更新への取り組みを推進する。

5-2

大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞及び有害物質の大規模拡散・流出により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【脆弱性の評価】

- 災害廃棄物仮置場の面積確保が必要

【推進方針】

(災害廃棄物の処理対策の推進)

- 仮置場の必要面積確保のため、平常時に、公園やグラウンド等のスポーツ施設、公共公益建設予定地等の未利用地、既存廃棄物処理場・処理施設跡地からの選定を進める。

5-3

復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

【脆弱性の評価】

- 防災士の育成と自主防災組織の強化が必要
- 防災ボランティア団体が活動する上で、拠点を含めた環境整備や円滑に活動が遂行できる

支援が必要

- 平時から災害時にかけて防災ボランティア団体との持続的な連携を図ることが必要
- 円滑な復旧・復興を図るために地籍調査の推進が必要

【推進方針】

(地域の防災力、災害の備えの充実)

- 防災士の育成に取り組み、自主防災組織体制の充実に努める。

(災害ボランティア活動環境整備や支援)

- ボランティア活動が円滑に行われるよう、関係機関との調整や連携を図りながら、環境整備や活動の円滑な遂行支援に努める。
- 防災ボランティア団体と、被災時から平時にかけて連携を図る仕組みを構築する。

(地籍調査の推進)

- 災害後の円滑な復旧・復興を図るため、地籍調査を推進する。

5 - 4

自然災害後の地域のより良い復興に向けた地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れる事態

【脆弱性の評価】

- 地域活動を支える担い手の確保・育成する取組が必要
- 復興計画を作成するための事前の取組が必要

【推進方針】

(地域合意の場の維持)

- 地域づくり協議会等を中心とした地域の合意形成を進めていくため、必要に応じた支援を実施する。

(復興計画の作成)

- 復興計画の作成に必要な各種データの保全・収集を実施する。
- 必要に応じて、県の復興計画に整合した復興計画を作成する。

Ⅳ 事前に備えるべき目標ごとの指標

国土強靱化の施策や取組みを実現していくため、「事前に備えるべき目標」ごとに主な目標指標を以下のとおり設定しています。

1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

	目標指標	単位	現況値 (R5 年度)	目標値 (R11 年度末)
1	地域づくりを担う新たな人材の確保 (防災士、生活介護支援サポーター、デジタル活用推進員)	人	763	1,100
2	消防団員数	人	357	390
3	木造住宅耐震化率	%	65.54	70.00
4	老朽危険空き家等の解消	件	276	442
5	海岸保全施設整備延長	m	99	507
6	海岸保全施設長寿命化計画策定箇所数	海岸	9	9
7	七尾市総合配信メールサービス (インフォর্মななお) 登録者数	人	3,669	4,000
8	雨水排水施設の健全度	%	34.5%	41.4%
9	排水ポンプ車数	台	2	3
11	ため池堤体の耐震補強	箇所	5	20
12	市除雪延長	km	637	620
13	地域除雪活動団体	団体	2	4

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

	目標指標	単位	現況値 (R5 年度)	目標値 (R11 年度末)
1	地域づくりを担う新たな人材の確保 (防災士、生活介護支援サポーター、デジタル活用推進員) (再掲)	人	763	1,100
2	消防団員数 (再掲)	人	357	390
3	災害拠点病院における DMAT チーム数の維持	隊	2	2
4	携帯トイレ備蓄数	個	0	108,000
5	48 時間以内に入浴・手洗い環境を整える避難所数	箇所	0	12
6	食料の備蓄率	%	0	100
7	漁港施設機能診断箇所数	港	3	3

8	漁港施設機能保全計画策定箇所数	港	16	16
---	-----------------	---	----	----

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

	目標指標	単位	現況値 (R5 年度)	目標値 (R11 年度末)
1	災害応援協定締結数	件	41	60

4 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない

	目標指標	単位	現況値 (R5 年度)	目標値 (R11 年度末)
1	上水道基幹管路の耐震化率 (導水・送水・配水本管)	%	21.6%	22.8%
2	下水道管路の耐震化率 (和倉処理区)	%	61.3%	75.3%
3	森林の間伐	ha	80.85	185

5 大規模自然災害発生後であっても、社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

	目標指標	単位	現況値 (R5 年度)	目標値 (R11 年度末)
1	地域づくりを担う新たな人材の確保 (防災士、生活介護支援サポーター、デジタル活用推進員) (再掲)	人	763	1,100
2	橋梁の補修完了率	%	90	100
3	がれき仮置場	m ²	6,291	39,198
4	地籍調査の対象面積に対する進捗率	%	7.57	7.60

V 計画の推進

計画の推進にあたっては、事前に備えるべき目標ごとで設定した指標等により、進捗状況を把握しながら、全庁連携により、本計画を着実に取り組むものである。

また、今後の社会情勢の変化や、国、県等の国土強靱化に係る取り組みの進捗状況等を考慮しながら、必要な見直しを行うことを基本とする

七尾市国土強靱化地域計画

策定日 令和 7 年 3 月

発 行 七尾市

〒926-8611

石川県七尾市袖ヶ江町イ部 2 5 番地

編 集 七尾市企画振興部企画政策課